

藩の諸施設などに葺かれた瓦は、その一部が田川郡弁城村の瓦職人を統命院村に連れてきて焼かれた（長井手永大庄屋文書明治二年「已日記」四月二十一日条）。また後に掲げる第18図の⑯の場所は当時の瓦屋跡と伝承されており、現在（平成八年）でも未使用の瓦が散布している。

五月には、彦徳村と山鹿村に火薬蔵を建てることが決まった。その内、彦徳村の火薬蔵は敷地二〇坪で、建坪は不明である。竣工時期も明らかでないが、明治七年（一八七四）には既に建物が無いことが確認出来る（明治七年小倉県御布達「勢島文書」二五）。なお、築城郡船迫村にも三五坪の敷地に火薬蔵が建てられた（同前史料）。

七月に入ると、造営工事は更に急ぐことが求められ、御用掛の者は昼夜を問わず、錦原に詰めていなければならなくなつた。

第三節 豊津藩

藩府の落成と 藩府造営工事は、明治二年（一八六九）十月十七日に竣工した。香春の諸役所は、十月二藩主の移住

十五日から十一月三日の間に錦原へ移し、十一月四日までは香春で政務を執り、十一月七日からは錦原で政務取り扱いを始めることが決められた。しかし実際には、十一月五日の執務までは香春で取り扱われ、完全に引き扱うことが出来たのは十一月六日であった。市井方役所（十月一日市政局から改名）は十一月六日の朝に錦原へ移り、十一月十七日に役所開きが行われている。

現在豊津町営グラウンドとなつてゐる地所周辺が、ここまで藩庁と呼んで来た区域であるが、ここには藩主が政務を執つたり藩士らと謁見したりする建物（藩庁）ただしこの時は「公廨」と呼ばれる）と藩主・忠忱や義母・貞順院らが住居としていた建物（内家）が有つた。藩庁区域やその周辺の、その他の施設については後述するが、「藩庁」（公廨）、内家を初めとする諸施設が竣工したので、忠忱は十一月二十八日に錦原へ移ることとなつた。

十一月二十八日五つ時（午前八時ごろ）過ぎに赤村・正福寺を出発した忠忱は、前後を藩兵に護られながら、油須原から崎山を通り、大村の本陣で昼食をとり、統命院道から九つ時（午後十二時）過ぎに「藩庁」（公廨）へ入つた。統命院に作られた閑門では、会計局主事・福与平造をはじめ、民政局庶務方、營繕方、用度所点検方の者たちが出迎え、また統命院閑門からの案内は、營繕司幹事・葉山先之進などが務めた。また「藩庁」（公廨）表口門外では、執政・小笠原織衛、参政・富永屯らが出迎えた。

この時、忠忱が通る道筋には農民らが見物に来ており、その数は「筆紙におよばず候事」（郷土誌「さいがわ」所収坂本文書「仮題 年代記」といつたほどであつた。

忠忱の義母・貞順院は、十二月十九日晚七つ時（午前四時ごろ）に、田川郡金田村の金田手水大庄屋・加治源吉郎宅内に有つた仮住居を出發し錦原へ向かつた。一行は香春から七曲峠を越え、上野新町で休憩後、天生田村から「錦原町」（錦町のこと）を通つて、夜六つ半時（午後十一時ごろ）に内家に入つてゐる。

藩治職制(2)

十一月二十八日、忠忱が錦原へ移つたその日、明治政府の定めた新しい官制に基づいた人事が発令された。新しい官制とは、知藩事の下に全国画一の官職として大參事、権大參事、少

第3章 豊津台地の歴史

参事、権少参事を置くもので、これに伴い執政・參政の職は廃された。少参事までが奏任官で、既に十月には太政官が発した辞令は出ていたが、本人たちに対してもこの日正式に申し渡された。「藩庁」前で発表されたこの人事は第4表のとおりである。執政の登用を藩治職制の指示に沿って、門閥にとらわれずに行つたこと同様、大参事以下の人事も武士内部の身分格差にとらわれないものであった。また、この時に正・権少参事の職掌は、少参事が各局主事、権少参事が各局副主事と定められた（双方とも有事の際は政事堂に参画）。十月一日から行われていた機構改革（前述）と、この官制改革が終了した時点での藩政機構は第5表のような組織であった。

その後異動が有つた後、明治三年（一八七〇）十二月には、再び官・職制の改革が有つて、知藩事、正・権大参事、正・権少参事以下に、大属、権大属、少属、権少属、史生、属掌などが置かれ（その下に諸課用掛、使部、諸付属、仕丁が置かれた）、それぞれの職掌は第6表のように定められた。また藩政の機構も、このころ盛んに改廢が行われたようであるが、最終的には常

第4表 明治2年11月28日に発令された人事

| | |
|-------------------------|---|
| 大参事 | 平井淳麿 |
| 当分大参事 職務取計、 大参事次席 | 小笠原長祚、丸田秀実 |
| 権大参事 | 清水潛（議長兼務）、入江淡（育徳館提挙兼務） |
| 当分権大参事取計、 権大参事次席 | 富永屯 |
| 少参事 | 志津野拙三（民政局分課）、福与平造（会計局分課）、 三宅五蔵（軍務局分課） |
| 権少参事 | 浦野又四郎（民政局分課）、松本桓助（会計局分課）、 富永大助（軍務局分課）、鎌田英三郎（軍務局分課） |
| 兵器司幹事 | 二木武兵衛 |

「明治二巳歳 香春西京來状追書」（小笠原文庫182）より

第6編 近・現代

第5表

明治2年11月28日以降の藩政機構

| 守監察寮 | | 學事院 | | 軍務局 | | 會計局 | | 民政局 | | 政事堂 | | 機 關 名 身 分 等 級 | | |
|-------|-------|-------|-------|----------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|------|---------------------------------|------|----|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 知藩事 | 一等 | |
| 軍長官 | 陸・海 | 提舉 | 正權大參事 | | | | | | | 正權大參事 | 大參事 | 公議人 | 二等 | |
| 中士隊長 | 中士長官 | | 議長 | | | | | | | | 權大參事 | | 三等 | |
| 准中士隊長 | 准中士長官 | 大監察 | 都教 | | | 少參事主事 | | 少參事主事 | | 少參事 | 少參事 | | 四等 | |
| 輜重頭 | 下卒隊長 | 武學教導師 | 校監 | 幹事 | 副主事 | 幹事 | 副主事 | 幹事 | 副主事 | 副主事 | 公用人 | 專対使 | 權少參事 | 五等 |
| | | 助教 | 議員 | 司事 | 軍務方 | 司事 | | | 市尹 | 郡尹 | 市尹 | 郡尹 | 中令 | 六等 |
| | 少監 | 習書師 | 句誦師 | 訓導師 | | 點檢方 | | | | | | | 廢史 | 七等 |
| 屬吏 | | 無定等 | 司事 | 屬吏 | 屬吏 | 屬吏 | 屬吏 | 屬吏 | 屬吏 | 屬吏 | 屬吏 | 屬吏 | 屬吏 | 八等 |
| 下吏 | 監屬 | | 下吏 | 下吏 | 下吏 | 下吏 | 下吏 | 下吏 | 下吏 | 下吏 | 下吏 | 下吏 | 下吏 | 等外 |
| | 監卒 | | | | | | | | 捕亡卒 | | | | | |
| | 使部 | | 使部 | 馬使 丁部 | 使部 | 使部 | 使部 | 使部 | 使部 | 使部 | 使部 | 使部 | 使部 | |

第3章 豊津台地の歴史

第6表 明治3年12月の官制改革にともなって
定められた職掌（政事庁分のみ）

| 官名・職名 | 職掌 |
|--------|--|
| 知事 | 藩内祠社・戸籍を知り、士民を撫養し、教化を布き、風俗を教し、租税を収賦し、役を督し、賞罰を判し、藩兵を総管する。 |
| 大参事 | 知事を補正し、教令を布告し、藩内政務を参判する。 |
| 権大参事 | 正官（大参事）に同じ。 |
| 少参事 | 時々政務に参画し、且つ各局の裁判を分課する。 |
| 大属 | 日々政府に出仕し、総務に関係する。従前の公用人・監察に充たる。 |
| 権大属 | 大属の職務を補佐する。従前の校監に充たる。 |
| 少属 | 従前の三局分課職務に充たる。 |
| 権少属 | 少属に同じ |
| 史生 | 公文を繕写する。 |
| 廳掌 | 候人を通し、書疏を達し、史生を補助する。 |
| (大属)使部 | 従前の監属に充たる。 |
| (三局)史生 | 従前の筆生に充たる。 |

藩校・兵備分は省略。「職制」（小笠原文庫185）より

第7表 豊津藩の各課職務分担（明治4年4月以降の時期）

| 題名 | 職務内容 |
|-----|--|
| 常務課 | ①祭典・祭式のこと②布教のこと③諸課の申白・稟達を受けること④議決のことを授付すること⑤府内の格式を挙正すること⑥賞刑のこと⑦藩外聘問のこと⑧藩外応接のこと⑨奏問・稟白のこと⑩朝廷御布告御渡書のこと⑪典章を検覈すること⑫秘籍図書のこと⑬官印のこと⑭簿書を統理すること⑮士家継承のこと⑯任官・免職布告文のこと⑰官員録のこと⑲藩士名籍のこと⑳許可証印のこと㉑断獄のこと㉒捕亡のこと |
| 民事課 | ①藩内郡村・市街制置のこと②戸籍・人口・石高のこと③物産・工芸のこと④駅通のこと⑤道路・橋梁・水池堤防のこと⑥開墾・種芸・牧畜のこと⑦鉱礦のこと⑧聽訟のこと⑨済貧救恤のこと⑩山林・原野のこと⑪社倉のこと⑫寺社のこと⑬用船のこと⑭檢稅のこと⑮耶穌を検すること⑯物価平準のこと⑰その他民衆に關係のこと |
| 会計課 | ①歳入・歳出のこと②一切用度のこと③租税庸のこと④貨幣・切手のこと⑤蓄積のこと⑥糞糞（てきちょう）廻漕のこと⑦一切倉廩のこと⑧給祿・官給のこと⑨諸費用を供給すること⑩諸費用を会計すること⑪藩債のこと⑫済貧恤窮の費用を給し、及び金穀を貸付すること⑬商法のこと⑭その他会計に関すること |
| 軍事課 | ①海・陸軍のこと②軍團のこと③四境戍兵のこと④武庫のこと⑤兵籍のこと⑥砲銃のこと⑦玉葉のこと⑧旌旗・雜機械のこと⑨造兵製藥所のこと⑩厩馬のこと⑪閂門のこと⑫戰艦のこと⑬戰記編輯のこと⑭合団のこと⑮兵食のこと |
| 監察課 | ①藩府の曲直、士族の正邪を監すること②藩内巡察のこと③諸倉廩出納を監すること④府門開鎖のこと⑤推考出席のこと⑥糾弾のこと、彈台の例に准うこと |
| 学校課 | ①文武を奨勵すること②教官の正邪、生徒の精惰を監すること③校中調度一切のこと |

「職制」（小笠原文庫185）より

務・民事・会計・軍事・学校・監察の六課に統合されている。各課の職務分担は第7表のとおりであった。

藩名「豊津」

明治二年（一八六九）六月十八日、小笠原忠忱の名代として皇居（東京）へ参内した千束藩主・小笠原近江守貞正は、行政官輔相・三条実美同席の上、弁事・五辻安仲から、香春小笠原藩が、この年の二月から建白を上申していた版籍奉還について許可する旨伝達された。そして、忠忱を

香春藩の「知藩事」（これに城邑名を付ける場合は「香春藩知事」と呼ぶのが通例）に任命し、以後「香春藩」が公称として用いられることとなつた。

明治二年六月五日、東京において、香春藩公用人・平井節藏は行政官弁事役所に対し、藩主・忠忱が「仲津郡豊岡」と言う場所に仮館を建て、移り住む予定であることを伝え、藩庁も「豊岡」に移転することを届け出している。

また、前述のように、同年二月二十日、大工積役棟梁・上田藤三郎は、弟子の内村宗之助ら四人を藩庁造営工事に従事させたい旨藩へ願い出たが、その願書には「豊岡御造営」と有る。以後、「豊岡」という地名を史料中に見出すことは出来ないが、ごく短い期間、錦原のことを実際にそのように呼んでいたことが有つたのであろうか。もちろん、「豊岡」などという地名は本来存在せず、歴史的に全く由緒の無いものであることは言うまでもない。

明治二年十一月十七日、東京在勤の公用人・二木求馬に対して、執政の丸田秀実らが、新政府に届け出る新しい藩庁施設の内容について指示した際、錦原の地名を「長崎」と改め、藩名も長崎藩に変更することを許可されるよう尽力することを命じてゐる。長崎の名は古く、『日本書紀』景行天皇十二年九月五日条に

あがた

の名として見出すことが出来る。近世の京都郡延永手永長尾村、現在の行橋市大字長尾は、その遺称と言わ
れている。新政府は藩名について、土地々々の旧名などによつて名称を替える希望が有れば申請するよう
に達していたが、長崎を県名にしようとしたのは、恐らくその指示に拠つたものである。藩名「長崎」案が浮
上するまでには、土地の旧名を探すため『日本書紀』を参考にしたことも考えられる。執政からの指示を受
けた二木求馬が、それをどのように取り扱つたか不明だが、この藩名での申請は行わなかつたようである。

明治二年十二月二十二日、東京において、公用人助・藤田恕輔は、弁官役所に對して、公用人・平井節藏
が差し出し人となつた、藩主及び藩庁が仲津郡錦原に移つたことについての届書を提出した。また、同じ日
ではあるが、この届書とは別に、平井節藏自身が弁官役所へ赴き、次のような願書を提出している。

先般、藩名香春と仰せ付けられ候ところ、この度仲津郡錦原へ公解并びに仮住居をも取り建て仕り候、
然るところ、同所故名豊津郡と相唱え候間、右故名に復し、藩名豊津と仰せ付けられ下され度願い奉り
候様、知事申し付け越し候、この段願い奉り候、以上

香春藩公用人

平井節藏

十二月二十二日

弁官御役所

(友石文書1 「藩府御造営別記」十二月二十四日条)

一二二日に差し出されたこの願書は、翌々日の二十四日に「願之通」という付箋が付けられて返された。

藩名「豊津」認可の知らせが、領内に伝えられたのは、翌明治三年（一八七〇）一月十一日であった。

古代以来、豊前国之内に「豊津」という郡名は存在せず、藩庁が造営された台地は、国分寺原、国分原またはナンギヨウバル（難行原、南郷原）と呼ばれ、天保十年（一八三九）十月以降は錦原と呼ばれていた。「故名豊津郡と相唱え」とは、虚偽であることに疑いは無い。この呼称は「豊前国仲津郡」の「豊」と「津」を組み合わせたものと考えられている。前述の「豊岡」「長崎」を採用せず、「豊津」を採った経緯は全く不明であるが、新政府の無知を見透かし、あえて造語をつくつてまでも虚偽の申請を行つたことに、政府に対する静かな反抗を見てとれないとだろうか。

ちなみに、支藩・新田藩の藩名は、本藩よりも早く変更を申請し、明治二年（一八六九）五月二十九日に「千束藩」に変更することが許可されている。

藩庁完成の上棟式
明治三年（一八七〇）一月十一日、斬^{ちようなはじめ}初の神事が執り行われ、この年の工事が始まつたが、とりあえずは藩庁の諸施設が竣工したことを祝い、一月十五日に「上棟式」（棟上げを祝う式ではなく、竣工式として行っている）が行われた。育徳館の校舎は、京都郡行事村の飴屋・玉江彦右衛門によつて建てられ、前年の十二月二十五日に学校側に引き渡されていたが、その竣工式も同じ日に行われた。この式典では、「藩庁」（公廟）玄関、内家玄関、南長屋の屋根、東長屋の屋根二カ所（南北）及び育徳館に鎌^{かま}を付け、足場を組んで餅蒔き^{もち}が行われた。朝四つ時分（午前一〇時三〇分ごろ）より神事が行われ、正午ごろより餅蒔きが始まつた。この時蒔かれたのは、三石三斗三升分の餅、三三三文の錢であつた。

またこの時、緒方市三郎（御大工積役）、山崎理久藏（御大工積役助）、林福次郎（御大工）、松井庄七（御大工）、

では、その分の年貢を支払う必要があつた。

竹並村の後原と長者原の割譲場所の繩張りは一月二十九日に當繪司・葉山先（先之進から改名）らによつて行われ、稻童村、松原村付近（弓ノ師原）の土地を船艦司の者たちへ割譲することは、二月三日に同じく葉山先らによつて行われている。

明治二年（一八六九）八月に定められた、藩士の身分上下による土地配分は、明治三年（一八七〇）三月に至り、その内容に変更が加えられ、割り増して土地が分け与えられることとなつた。割譲された土地が狭く、宅内の菜園場も少ないのでその理由であつた。変更された割譲面積は、上士三七五坪、中士一五七坪半、准中士一一五坪余、下士九〇坪、上卒六四坪で、屋敷地周囲の空き地を新たに割譲することになつたが、周囲に空き地がない場合は、近傍の空き地を渡すこととなつた。

なお、藩士住居の屋根は、下士下等以上が惣瓦葺き、上卒は草葺きで庇のみ瓦葺き、中卒以下は惣草葺きにすることが決められた。

豊津神社

藩都として新たな出発をした「豊津」であるが、明治三年（一八七〇）二月九日、土地の惣鎮守としては京都郡草場村の豊國魂神社を、産土神としては生立社を祀ることとなつた。しかし、三月になつて生立社は藩庁敷地内の神社とすることとなつたので、産土神として国分村日吉社を加えることになつた（日吉社は、明治二年九月十七日まで「山王宮」と称した）。ところが、四月になると日吉社は「豊津神社」と改称され、豊津の惣鎮守として祀られることになり、社殿を錦町東側の丸山に建てて遷座することになつた。明治三年四月十九日、參政・富永屯、當繪司幹事・葉山先らは丸山に出向き、社殿を建てる地所、

約五〇坪の繩張りを行つてゐる。

ところが、予定が変更され、香春神社に祀つていた表忠祠を丸山の新社殿に遷座させることとなり、明治四年（一八七二）三月一日、二日に遷座祭が執行された。

結局、国分村の豊津神社は遷座せず、名前だけが変えられたまま現在に至つてゐる。国分区の神社であるのに豊津神社という社名であるのには、こういつた経緯が有つた。

なお、表忠祠は明治五年（一八七二）六月に八景山の太祖神社（国作区。明治二年九月十七日に「妙見社」から改名）境内に移され、八景山護国神社として現在に至つてゐる。

造営工事続く 藩庁が竣工した後も、その他諸施設の工事は続いた。明治三年（一八七〇）三月一日、そ

れまで藩兵は国分寺に駐屯していたが、巣鳥池南方に新しい屯営所が出来たので引っ越しをした。

三月二十日には、藩庁造営工事に従事した御用掛の者たちに対し、褒詞、褒美が与えられた。

民政局は、前述のように明治二年（一八六九）五月十一日に完成した、東側御門から南側に建てられた建物（東長屋）に一時的に入つてゐた。その後、京都郡行事村の商人・堤半兵衛は新しい民政局庁舎を建設して献上し、明治四年（一八七一）四月四日、營繕司から民政局に引き渡されている。

四月二十五日、会計局と獄屋は半分以上出来上がり、米穀方（会計局管轄）はまだ材木の切り組みを行つていたが、八月五日に鞠獄司^{きくくし}が、同十四日に獄屋が、同十八日に会計局が、九月十二日に米穀方が完成し、それぞれ營繕司から引き渡されている。

藩都・豊津 明治元年（一八六八）十二月二十四日から始まつた「藩庁」と関連施設の造営工事及び町家の建設工事は、順次竣工し、明治三年（一八七〇）末までには、ほぼ藩都としての体裁が整つた。

藩都・豊津（郭内）に入るには閑門で検問を受けなければならなかつた。閑門は、統命院坂からの上り口（「田川口」または「統命院口」）、節丸道からの上り口（「築城口」または「光富口」）、甲塚からの上り口（「企救口」または「錦原口」）、彦徳新村からの上り口（「京都口」または「彦徳口」）の四カ所に設けられた（括弧内の呼称は河村文書「御造営顛末書抜」明治二年十一月二十三日条から）。

さて、前述のように現在の錦町の南側区域には天保年間の開発工事によつて、四〇～五〇軒の町家が在つたが、その後若干廃れ、明治元年の時点では、その数は減少していたものと考えられる。天保年間の開発によつて「大橋道」が造られていたが、その西側に幅約九メートルの大通り（現在の国道四九六号）を新たに造り、その道に沿つて町家を建設した。「錦町」という呼称の初出は、明治三年五月十日であるが（「中原嘉左右日記」第一巻）、その前段階として、「錦原町」や「錦原通り」という呼称が用いられていたことは、明治二年（一八六九）十一月十九日の貞順院移住の記事や、中原嘉右衛門の弟・米屋（田中）義次郎が「錦原通り三丁目南角西隅」に転居したという記述からも分かる。

錦町の町家建設は、中原嘉右衛門を中心とする中原屋一族が一手に請け負つた。明治三年九月一日、市政局との間で「借家は市政局と中原屋が共に出資して建て、毎月家賃を取り立てて、そこから建設費用を差し引き、残金は出資額に応じて按分する」ことで申し合わせていることは前述のとおりである。現在の錦町の

土地区画を見ると、間口は狭く、奥行きは長くという、いわゆる「うなぎの寝床」的な区画となつていて、これが分かれる。これは錦町が商人の町で、土地を有効に活用して、なるべく多くの商人を住まわせようとしたためではないかと思われる。

なお、錦町の大通りから両側に、ほぼ等間隔に七本の小道が延びているが、それによって区切られた区画が、南から一丁目～八丁目と呼ばれていた（現在でもその通称は用いられているが）。

錦町の通りを南へ進み、第18図の①からは東へ直角に折れる道しかなかつた。①から直進する道は昭和十一年代に作られたものである。防衛上の理由から、あえて直進する道を造らず、鉤形にしたと言われている。

②の四つ角は、錦町から東に折れた道と、天保時代の大橋～統命院道が交差する場所で、大橋～統命院道の内、統命院側は、藩庁方向へ向かう道であるために拡幅を行つてあるが、大橋側は天保時代以来、現在まで道幅は変わつていないものと思われる。

拡幅をした大橋～統命院道を藩庁方向へ向かうと、③の場所付近に營繕司が置かれたと言われる。營繕司の庁舎が建てられた記事は、明治三年（一八七〇）までの營繕司の記録にも見えないので、その詳細を知ることは出来ない。

④の位置には市井方役所が置かれた。市井方役所は、明治二年（一八六九）十月一日市政局から改名したもので、その時に社寺司、鞠獄司とともに民政局の管轄に組み入れられた。同年十一月六日の朝に香春から錦原へ移り、十一月十七日に役所開きが行われている。なお、市井方役所の建物は、後にオランダ人教師フアン・カステールの住居として使われた（第19図参照）。



第18図 藩都・豊津の施設等配置図

⑩⑪⑫の詳細な位置は不明

⑤の位置には鞠獄司が置かれた。鞠獄司は民政局の管轄で、罪人を裁いて刑に処する役所である。この建物は明治三年（一八七〇）八月五日に營繕司から引き渡されているが、同年八月十四日に營繕司から引き渡された獄屋（牢屋）も、恐らくこの近くに建てられたものであろう。

⑥には小笠原織衛（執政、家令など歴任。一五〇〇石知行）の邸宅があつた。

ただし、この建物は、天保年間に御本陣として建てられたもので、後に仲津郡山奉行の役宅として使用されていたものである。

⑦の位置には、民政局が置かれていた。民政局は当初、明治二年（一八六九）五月十一日に完成した藩庁東長屋に一時的に入っていた。その後、京都郡行事村の商人・堤半兵衛によつて新しい民政局庁舎が建てられ、明治四年（一八七二）四月四日、當繕司から民政局に引き渡されている。民政局の建物は、その後（豊津県が小倉県に吸収合併され、藩庁が小倉県へ移管されてからあるう）忠忱の義母・貞順院が居住していたため「御内家」と呼ばれた。また小笠原家の財産管理や当主が帰国した際の宿所となつたので、「御別邸」とも呼ばれた（第20図参照）。

⑧には会計局とその付属機関、すなわち勘定方、計算方、貨幣方、米穀方が置かれた。この内米穀方は明治三年（一八七〇）九月十二日に營繕司から



第20図 民政局



第19図 市井方役所

引き渡されていることが確認出来る。⑨には米穀蔵が建設されている。

⑩藩庁区域は、明治元年（一八六八）十一月二十二日に行われた東西九〇間、南北一〇〇間の縄張りによつて地所が確定したものである。この区域には、前述のように藩主が政務を執つたり、藩士らと謁見したりする「藩庁」、藩主やその家族の住居である「内家」、それに南長屋、東長屋などが建てられたが、その配置は第21図のように考えられる。藩庁区域の周囲には土居が築かれ、また現在小笠原神社、歴史民俗資料館が在る高台には天守閣を築造する予定であったと言われ、その周囲にも土居が築かれている。明治三年（一八七〇）一月一日、中原嘉右衛門は、藩主に新年の挨拶をするため「藩庁」（公廨）に出頭したが、その時書き記した「藩庁」の簡単な見取り図は第22・23図のとおりである。

なお、「藩庁」は、一と六の付く日（元旦は除く）が休日に定められている（香春時代は五と十の日）。

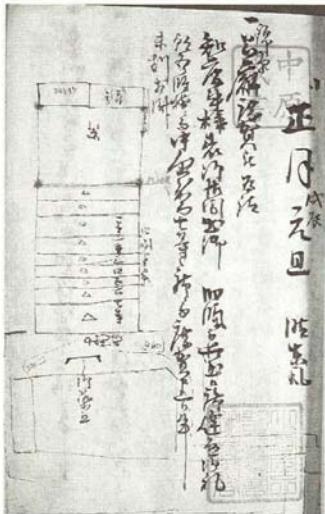
明治七年（一八七四）九月十九日付、小倉県布告第一百二十一号には、旧県より引き継いだ土地、建物の内「家禄奉還之者」（旧藩士）に入札させるべき物件の内容が書き上げられている。それによると、豊津の「旧庁」は敷地九六七一坪七合五勺で、建坪は一一九七坪一合五勺である（勢島文書二二五）。入札は、小笠原藩「士族懇会」が落札したようで、藩庁の一部は士族集会所として一時使用されていたが、明治十六年（一八八三）に小笠原神社が



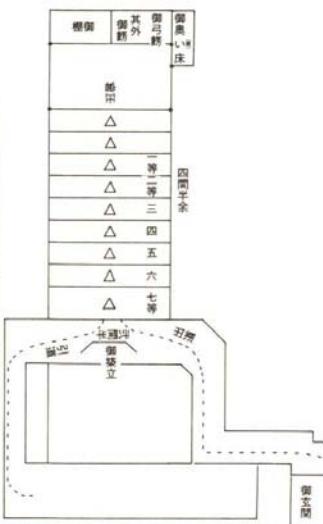
第21図 「藩庁」周辺の施設配置

第3章 豊津台地の歴史

また巣鳥池の東側には厩が建てられた。敷地面積は三九五坪で建坪は一七五坪五合であった（同前史料）。⑫には、仮の時鐘楼が田川郡赤村光明寺から鐘を借用して設けられていたが、音が小さ



第22図 中原嘉右衛門が書き記した公廨内部の略図
(北九州市立歴史博物館蔵「中原嘉左右日記」明治3年1月1日条)



第23図 中原嘉左右が記した
公廄内部（第22図より）

く遠方まで届かなかつた。そこで明治三年（一八七〇）四月に築城郡水原村長久寺が英彦山から買入れていた鐘を借用して時鐘としたところ、音が大きく遠方まで音が届くようになつた。時鐘は後に⑯の位置に移されたという。育徳館については後述するが、現在豊津高等学校の校舎が建てられている場所には馬場があり、擊劍所（剣の稽古場）、兵器製造所（大砲鑄立所）、營繕所も建てられた。擊劍所は建坪六四坪、兵器製造所の敷地は二六〇〇坪（明治七年には既に建物なし）、營繕所は敷地面積八二二坪五合、建坪一七二坪二合五勺であつた（同前史料）。軍事関係の施設が集中しているのは、屯營所が近くに在ることからも首肯出来る。また、二月谷にも小銃製作所が在つたとのことである。

なお、豊津の墓地は、明治三年（一八七〇）一月二十九日に「統命院上山」と「兜（甲）塚西手松山」に定められた。いずれも藩士、町人の分け隔てなく墓所とするように、とのことであつた。「統命院上山」とは現在の峯高寺境内⑯、「兜塚西手松山」とは⑰の場所で、双方ともに現在でも墓地として続いている。

藩士の住居（三）
明治三年（一八七〇）三月、藩士らに配分される土地の面積は、上士三七五坪、中士一五

七坪半、准中士一五坪余、下士九〇坪、上卒六四坪と決められたことは前述した。その後、版籍奉還以後の新政府による諸改革の一つとして、藩士らの身分格差の解消が図られたが、豊津藩でも明治三年（一八七〇）十二月に旧藩士の身分を形式上「士」と「卒」の二級のみにすることとなり、身分格差は出仕する詰所（溜席。一ノ溜・三ノ溜、内番所、中番所、外番所）によつて区別することとなつた（職制 小笠原文庫一八五）。それとともに、割譲する土地面積にも変更が加えられ、明治四年（一八七一）五月に、敷地は士族三〇〇坪、卒族一五〇坪、仕丁一一〇坪（旧諸中間。身分的には卒族）、建坪は士族三〇坪、卒族一五坪、

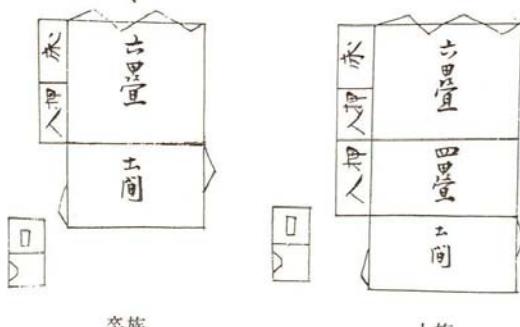
仕丁一〇坪と決められた。ただし、①既に家建てがすんでいる者はそのままで良い、②今までより、割譲面積が広くなつた者で、自らの屋敷の周りに土地が無い者へは飛び地を与える、③既に土地を受け取つている者で、まだ家建てに取り掛かっていない者は、その土地を取り上げることがある、④これまでの上士の屋敷は、代わりの住居が出来次第、取り上げる、⑤今までの中士以上の者で、割譲面積が減つた者の内、既に家建てに取り掛かっている者には、そのままの坪数を許す（ただし七月二十九日までに取り掛かつた者まで。後に八月末までに変更）、⑥現在は士族であつても、後に卒族へ落ちた者は、卒族の屋敷地面積しか許さない、という条件が付けられた（同前史料）。

明治四年（一八七一）四月には溜席による身分的格差も廃止され、格差はより緩やかなものとなつた（同前史料）。さらに五月には士・卒の区別すら無くし、「士一等」とすることとなり、役職の上下、禄高の多少は有つたものの、建前上、武士内部の身分格差は解消した（あくまで建前上で、この後も「士・卒」という区別は存在したのだが）。

明治二年（一八六九）六月十七日、藩士らに対し「財政的に余裕が出来れば、雨露を凌ぐ程度の家は建ててやる」と達していたが、錦原や周辺の農村で土地を手配し、割譲すること以外に、藩士の家を藩が直接建ててやるようなことは出来ず、せいぜい少しの心付けを給付する程度であった。前述のように藩士の居宅を建設することについては中原屋が深くかかわつたものと思われるが、具体的にどのようにかかわつたのか、詳しいところは明らかではない。

「雨露を凌ぐ程度の家」を建て、それを旧藩士らに与えることが実現したのは、明治四年（一八七一）八月

以降のことであつた。八月十五日に豊津県庁は、県内各郡の地所に、士・卒の身分に応じて第25図のとおりの家建てを行い、「營繕方にて闡^(えん)引きをもつて居住の割り渡し申し付くべく候事」と達した。と同時に、旧藩士の住居について、次のように届け出を義務付けたり、規制を加えるなどした。
 ①自力で居宅を建てる者は、その旨伺い出た上であれば、建設することは勝手次第とする。ただしこの者たちに対しては、どこへ居宅を建てようと、今までどおり心付けを与える。
 ②自力で建設出来る見込みの有る者、また見込みの無い者ともに、(明治四年)十月十日までにその旨届け出ること、
 ③百姓の家を買い取り、そのまま居住する者は、
 その土地に(年貢などのことについて)差し障りが無いことを証明する文書を添えて願い出ること。この者たちへ対しても、自力で家建てをする者同様、心付けを与える。
 ④自力で家建てを行う者は、翌明治五年(一八七二)七月までに建て終えること。
 この期限を過ぎた者へは心付けを与えない。
 ⑤県が建てる家がすべて出来上がつたら、民家を借りて住まうこと(借家、間借り)は禁止するが、その後には一切の指図は行わない(旧藩士が民家を借りていたのは、旧藩の斡旋が有つたからであり、禁止することで、以後は一切そのことにかかわらないことを言つてゐる)。また、百姓との間で相対づくに借家をする者は村名、家主などの名前を記して伺い出ること。ただし、みだりに民家を借りてはならない、
 ⑥卒族の身分の者は、企救郡から越して來た者以外家を与えない(慶應二年八月一日小倉を退いて以後



第25図 士・卒族の住居

に卒族の格が与えられた者を除く意味か）。ただし企救郡から越して來た卒族の者でも、一代限りの者には家を与えない（元々士分であった者を対象にし、献金などによって一代限り士分を与えられた者を除く）、⑦民家を借りている者で、百姓などに余った金を貸している者がいるらしいが、そのような金が有るならば自力で家を建てることと（「職制」小笠原文庫一八五）。また、これまでは士・卒の者が相互に家の売り買いをすることは許されなかつたが、同じ八月十五日に許可されている（同前史料）。

自力で家を建てる者、民家を買い取る者などに對しては、その旨を届け出れば、豊津県が心付けを給付したが、この給付は十一月十四日に小倉県に吸收合併して以後もしばらく続けられた。しかし、そのことを悪用して、金を不正に受け取る旧藩士が後を絶たず、十二月二十七日、肅正することを通告している（同前史料）。

なお、明治四年（一八七二）八月の時点で、節丸手永の村々の、一二四〇軒に旧藩士が居住しており、その内一七二軒は農家の一室を間借りしたものであつた（勢島文書一五八）。